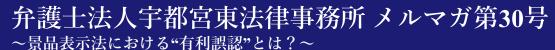
企業の健全な事業活動を

法の力で支えるための情報発信

☆護士法人 **山**子部宮東法律事務所



目次

- 【①最新労務トピックの解説】
- ~景品表示法における"有利誤認"とは?~
- 【② 2024年7月開催セミナーのご案内】
- 【③当事務所の活動実績 Vol.1】
- 【④当事務所の活動実績 Vol.2】
- 【⑤編集後記】

①最新トピックの解説

~景品表示法における"有利誤認"とは?~

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今回は、栃木県の適格消費者団体「とちぎ消費者リンク」がレンタルサーバー事業者を提訴していた事案を取り上げます。

こちらの提訴されたレンタルサーバー事業者 (株式会社オアシス) は、最低利用期間を表示することなく、「初期費用無しでレンタルサーバーを利用できる」と誤認させる表示を行ったとし、景品表示法違反に当たるとして提訴された事案です。表示内容の概要は、

- ・レンタルサーバーは月額9,800円で利用可能
- ・通常99,000円のところ、初期設定費用が0円である

としていたにもかかわらず、利用規約内には最低利用期間である1年以内の解約については、初期設定費用(99000円)を全額支払う必要がある旨を定めており、1年未満で解約をしようとした消費者が10万円以上の請求を受け、今回の問題に至ったようです。

競合他社よりもインパクトがある表示をすることで、消費者の興味関心を 惹きつけることは可能ですが、景品表示法を遵守する内容で表示する必要 があります。そこで今回焦点となった、景品表示法における有利誤認表示 について解説させていただきます。

◆有利誤認表示とは?

まず、有利誤認表示とは、景表法で定められている禁止事項の一つで、

- (1)実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの
- (2)競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの

を指します。具体的には、商品・サービスの条件を実情よりも消費者にとって有利であるかのように偽って表示することで、今回取り上げた事案に当てはめると、初期設定費用が0円であるかのように表示しているが、実際は最低利用期間内の解約においては初期設定費用が発生する、ということです。故意に表示した場合だけでなく、誤って表示した場合も有利誤認表示であるとされるため、商品・サービスの新たに打ち出す際には注意することが重要です。

◆有利誤認表示のよくある例

□二重価格表示

有利誤認表示に当てはまりやすい具体例の一つとして、二重価格表示が挙 げられます。二重価格表示とは、販売価格を表示する際に、実際の販売価 格とは異なる価格を併記して表示することを指します。併記すること自体 に問題があるわけではなく、併記する実際の販売価格とは異なる価格の実 態によって有利誤認表示の該当性に繋がります。具体的には以下の表示の 際に有利誤認として認められる可能性があります。

- ①比較対照価格が実際に販売していないような、虚偽価格である場合
- ②規格や性能が異なる製品を比較対照とする場合
- ③「最近相当期間にわたって販売していた価格」を比較対照としない場合特に③に関しては、事案別に判断をする必要があるため、十分注意しましょう。

また、併記する表示ではないが二重価格表示規制に当てはまる例として、「キャンペーン表示」が挙げられます。期間限定を謳っているが、割引が 状態しているケースや全額返金保証を謳っているが、実際は複数の条件を 満たした場合のみ返金を実施するケースは有利誤認に当たる可能性が高い です。

今回は省略しておりますが、景表法における規制は有利誤認表示だけではなく、優良誤認表示にも気を付ける必要があり、サプリメントや美容化粧品等の販売時には薬機法にも注意を図る必要があるため、消費者に提示する前に弁護士などの専門家に相談されることを推奨しております。

◆終わりに

いかがでしたでしょうか。

商品やサービスを販売促進するうえで、どの企業も競合他社よりも優れた 表示にしたいと考えますが、その打ち出し方には十分注意する必要があり ます。昨今はインターネット上で手軽に打ち出すことができてしまうた

め、リーガルチェックをせずに表示してしまい、意図せず景表法違反をし てしまうケースも珍しくありません。

手遅れになる前に、一度専門家がチェックすることが重要ですので、もし お困りの際にはご相談していただけますと幸いです。

お問い合わせはこちら

② 2024年7月開催セミナーのご案内

>>お申し<u>込みはこちら<<</u>

参加無料

残業代トラブル 解説セミナー

~2024年問題の解説と実例~

7月25日(木)14:00~15:00 開催方法:Zoom













セミナーのお申込みはこちら

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制 の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題 が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められ ています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東 法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、「残業代トラ ブル」を題材としたセミナーを開催させていただくことにしました。 60分で総論、実務対応、裁判例等を交えて簡潔にお伝えいたします。 無料でご自宅でもご視聴可能ですので、この機会にぜひご参加ください。

【セミナー概要】

■テーマ:残業代トラブル

■日時: 2024年7月25日(木) 14:00~15:00

※13:45より受付開始

■開催方法: オンライン(ZOOMウェビナー)

■参加費:無料

■講師:弁護士法人宇都宮東法律事務所代表弁護士伊藤一星、同弁護士石

塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮、同弁護士 菅原 隆介

セミナーのお申込みはこちら

③当事務所の活動実績 Vol.1

【事務所設立9周年を迎えました】



2024年7月1日をもって弊所は事務所設立9周年を迎えることができました。この間、多くの依頼者の方々や優秀な所員に恵まれ、弊所は所員32名(弁護士8名、事務局24名)体制の栃木県内でも最大規模の法律事務所に成長することができました。これもひとえに皆様からの日頃のご愛顧のおかげかと思っております。 弊所は、地域住民や地元企業の皆さんの身近な法律家としての役割を担うことで、JR宇都宮駅東口地域のインフラとしての役割を果たし、地域社会に貢献できる法律事務所を目指して参ります。また、これからもより一層質の高いリーガルサービスをご提供することで、皆様から厚い信頼を獲得できる法律事務所を目指して精進して参ります。

皆様からの引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

- ◆事務所の経営理念:所員、依頼者、地域社会の幸福
- ◆事務所のパーパス(存在意義):弁護士業を通じた社会貢献
- ◆事務所のミッション(使命):弁護士が身近な社会を実現する。

- ◆事務所のビジョン (実現したい未来):地域で一番の総合病院型の法律事務所 になる。
- ◆事務所のスローガン (標語):所員・依頼者・地域社会から選ばれ続けることで100年続く法律事務所を目指す。

④当事務所の活動実績 Vol.2

【うつのみや花火大会に協賛いたしました】

当事務所は、2024年8月10日(土)に実施される「うつのみや花火大会」にスポンサーとして協賛をさせていただきました。

うつのみや花火大会

当事務所は、事務所のパーパス(存在意義)として「弁護士業を通じた社会貢献」を掲げ、事務所の経営理念の1つに「地域社会の幸福」を掲げて地域社会の発展に貢献することを目指しておりますが、今後も社会的に意義のある地域貢献活動に対して、微力ながら支援を行っていければと思っております。 当事務所では、これからも事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として100年続く法律事務所を目指して参りたいと思っておりますので、今後も変わらぬご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

5編集後記

先日、栃木県産のイチゴの販売額が過去最高となり30年連続で日本一となったと報道されました。JA全農とちぎによりますと、2024年産のイチゴの販売金額は289億3300万円となり、過去最も高かった23年産を22億円余り上回って最高額を更新したとのことです。品種の内訳としては、「とちおとめ」が約87億9000万円、「とちあいか」が約187億4000万円を記録したそうで、「とちあいか」が「とちおとめ」を大きく上回ったことに非常に驚きました。

いちごと言えば栃木を思い浮かべていただくことが多いかと思いますが、 弊所も栃木県における法律相談は宇都宮東法律事務所というイメージを持っていただけるように、これからも精進して参りたいと思います。

今月から事務所設立10年目に入りますが、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の 相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える 弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける 環境整備サポートのご相談はこちらから



宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える 弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた

資金繰り・事業再生相談はこちらから





弁護士法人 宇都宮東法律事務所 Facebookページはこちら!

- ※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ!
- ※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【事務所ホームページ】<u>こちら</u> 【Facebook】<u>こちら</u>

このメールの配信元: <u>newsletter@kigyou-utsunomiya-higashi.com</u> 宛先 <u>h-yoda@funaisoken.co.jp</u> 登録解除は <u>こちら</u>

弁護士法人宇都宮東法律事務所 | 〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20山口ビル4階